

記載要領等	贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）
-------	---

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

（注） 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。

- 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合
- 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで
- 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合
- 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで